

第73回愛知県大規模小売店舗立地審議会報告案件(法第6条第2項)

<変更> 1件

業態	店舗名	店舗面積	所在地	用途地域	主な届出内容	市町意見	住民意見	県意見	備考
総合店	豊田市駅西口市街地 再開発ビル	39,612 m ²	豊田市	商業地域	変更(閉店時刻繰下) 閉店時刻 (午後7時<年間2日一部午後9時>[一部午後8時(年間1日又は3日午後 9時)]→午後7時<年間105日午後7時30分、年間2日一部午後9時>[一 部午後8時(年間1日又は3日午後9時)])	無	無	「なし」	